

熊取町建設工事等の入札予定価格及び最低制限価格
の事前公表に関する要領

(平成20年3月31日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、設計、監理、地質調査及び建設コンサルタントに関する業務（以下「建設工事等」という。）の予定価格及び最低制限価格（以下「予定価格等」という。）の事前公表を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 予定価格等の事前公表の対象は、建設工事等の競争入札に付す入札とする。ただし、予定価格等を設定しない場合は、この限りでない。

(公表の時期及び方法)

第3条 予定価格等の事前公表について、制限付一般競争入札を実施する場合は、公告により、指名競争入札を実施する場合は、指名連絡書を交付する日に、建設工事入札調書又は設計業務入札調書を公表することにより行う。

(公表の期間)

第4条 前条の公表の期間は、原則として、本町が公表した日の翌日から起算して1年が経過する日までとする。

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。